公　告

裁判所からの通知事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９８号
福岡県豊前市大字八屋2425番地７
債務者　茂呂田和喜
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
群馬県館林市分福町847番地の42　分福県営住宅Ｆ―93、前住所群馬県富岡市田篠1238番地６　田篠市営79―６―60
債務者　青木　美穂（旧姓星野）
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２３０号
千葉市中央区蘇我３丁目31番３号　ロイヤルオーク105号
債務者　小林　寿樹
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３５号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目19番21号　ファイブワン幕張本郷201号
債務者　酒樋　淳子
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４３号
千葉市美浜区高浜１丁目７番７棟402号
債務者　吉木　克実
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５０号
千葉市中央区星久喜町1210番地　市営住宅星久喜町第１団地４棟211号
債務者　今井　愛子
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５４号
千葉市若葉区高根町６番地
債務者　野村　正和
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６０号
千葉市中央区浜野町1282番地　キャロットハウス弐番館102号
債務者　鏡味久美子
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目110番地62　モアグランデ薬園台106号
債務者　植本　茂夫
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１０号
千葉県船橋市丸山５丁目33番７号　パレットコート馬込沢104号
債務者　清水　信男
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２９号
千葉県市川市宮久保３丁目31番18号
債務者　飯塚　常昭
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６号
滋賀県東近江市青野町4617番地
債務者　観音寺栄夫
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６７１号
兵庫県加古川市尾上町安田587番地の１　レオネクストならや102号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町北在家719番地　ガーデンビュー北在家203号
債務者　川口智恵子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６８号
高知市上町４丁目３番８号　シャーメゾン上町202
債務者　佐用　元気
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０１号
高知県南国市駅前町１丁目１番19　Ｂ―206号藤岡麻紀方、住民票上の住所高知県南国市篠原1655番地１
債務者　内田　　恵
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０７号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｗ―13号
債務者　中西　高子
１　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
高知地方裁判所破産係